

令和4年1月31日

報道機関各位

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の実施について

小樽市福祉保険部

標記事業は、国の補正予算に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円の現金を給付するものであります。

1 対象者 ((1)+(2)=約27,200世帯)

- (1) 基準日（令和3年12月10日）において小樽市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員の令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯：

住民税非課税世帯〔生活保護受給世帯を含む〕… 約**24,700世帯**

- (2) 令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情（非課税相当の収入状況）にあると認められる世帯：

家計急変世帯 … 約**2,500世帯**

※ 上記(1)、(2)に関わらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（課税者との世帯分離など）は支給対象外となる。

2 給付額 一世帯当たり10万円

3 スケジュール

2月7日（月）～ 「住民税非課税世帯」に対して給付金受給に関する確認書を順次郵送（市への確認書返送期限：5月9日(月)）

8日（火）～ 「住民税非課税世帯」に係る確認書、「家計急変世帯」に係る申請書の受付開始

25日（金） 第1回支給日（予定）
（以降、3月までは週2回、4月以降は週1回の支給を予定）

4 申請期限 令和4年9月30日（当日消印有効）

5 事業費 〔市議会第1回臨時会 令和4年1月28日議決〕

事業費（給付金分）2,720,000千円（27,200世帯×10万円）

事務費 30,500千円（職員給料・手当、システム構築委託料、郵送料、消耗品等事務経費）

〔総事業費（事業費＋事務費）〕 2,750,500千円

※ 事業費・事務費は令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費として10/10国庫補助

6 周知・申請・支給方法

	住民税非課税世帯	家計急変世帯
周知	市において対象世帯※を抽出し、確認書を送付〔2月7日(月)から順次発送〕 ※ 対象世帯… 同一の世帯に属する者全員の令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない世帯	様々な方法（市 HP、報道依頼、町内会への回覧依頼等）で周知するほか、生活困窮等相談窓口において、対象者である可能性が高い世帯に対しては個別に通知
申請	支給対象者は、次の事項を確認（項目にチェック）し、確認書を返送 ※ 返送期限は5月9日(月)（当日消印有効） ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。 ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと。 ③支給対象者の登録口座（令和2年度の特別定額給付金振込口座等市町村が把握している口座）への振込の適否。 ・登録口座がない、又は他の口座への振込を希望する場合には本人確認書類及び振込先口座確認書類を添付する。	支給対象者は、郵送又は窓口への持参で申請書を提出 ※ 対象世帯… 令和3年度の市町村民税は課税されているが、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、同一の世帯に属する者全員の年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下である世帯（下記別表参照） ・本人確認書類や振込先口座確認書類のほか、同一の世帯に属する者全員分の収入見込額など、必要に応じて家計の状況等に関する書類を添付して申請する。
支給	確認書又は申請書の内容を確認し、給付金を支給 ※ 原則、口座振込による支給 ※ 令和4年3月までは週2回程度の支給日を設定（4月以降は週1回程度）	

（別表）

扶養している親族の状況	非課税相当 <u>収入</u> 限度額	非課税相当 <u>所得</u> 限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97万0000円	42万円
配偶者又は扶養親族（1名）を扶養している場合	148万0000円	93万円
配偶者又は扶養親族（計2名）を扶養している場合	190万3999円	125万円
配偶者又は扶養親族（計3名）を扶養している場合	235万9999円	157万円
配偶者又は扶養親族（計4名）を扶養している場合	281万5999円	189万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204万3000円	135万円

以上